

平成16年4月12日
監 査 事 務 局

問 い 合 わ せ 先
監査事務局総務課
電話 03-5320-7011

東京消防庁職員公舎の借上げ等を違法・不当として
必要な措置を求める住民監査請求監査結果

東京都監査委員	星 野 篤 功
同	田 中 良
同	三 栖 賢 治
同	藤 原 房 子

第 1 請 求 の 受 付

1 請 求 人

世田谷区 後 藤 雄 一

2 請 求 書 の 提 出

平成16年2月12日

3 請 求 の 内 容

(1) 主 張 事 実

東京消防庁は、幹部待機宿舎141棟を所有し、部長以上には無料、その他の幹部には小額(2万3,500円~3万2,300円)で使用させている。

このシステム自体問題点が多々あるが、本件監査請求は以下の4点に絞って請求する。

ア 麻布消防署長の借上げ住宅について

(ア)麻布消防署長公舎は、「港区西麻布三丁目6番3号西麻布フォレストプラザ404号室 家賃37万5,000円」である。

(イ)消防署長の公舎は、当該消防署の近くに置くと決められているという。

麻布消防署の近くに東京消防庁の幹部待機宿舎がないかと探すと、麻布消防署から1.4kmほどの所に赤坂101号～104号公舎（南青山一丁目13番1号）があることが判明した。

他の消防署長公舎の状況を調べてみると、成城消防署長公舎は、世田谷区船橋4丁目5番26号にあり、成城消防署から直線距離にして約2.8km離れていることが判明した。

上記、成城消防署長公舎が2.8km離れていることから、距離的には、麻布消防署長公舎を赤坂公舎にすることも可能である。

上記赤坂101号～104号公舎に入居している職員の構成を調べると、赤坂消防署長、第一消防方面本部長、消防学校長、警防部長である。

距離的に見て、「赤坂消防署長、第一消防方面本部長」は赤坂住宅が最適と思うが、消防学校長、警防部長は赤坂住宅の必要性はない。

消防学校長は緊急性の高い職務ではなく、幹部待機宿舎に入る必要はないと考える。または、移動が可能である。

消防学校長を別の公舎に移動させ、麻布消防署長を住まわせれば本件マンションを借りる必要はない。

(ウ) 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第2条第14項には、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定されている。

イ 幹部待機宿舎の財産管理について

(ア) 東京消防庁は、幹部待機宿舎を141軒(借上げマンションを13件含む)所有し、部長以上の幹部職員に入居を強制している。

しかし、上記強制入居させられた幹部の中には、23区内に自宅を所有する者もいる(消防署長も当該消防署の近くに自宅を所有していても、幹部待機宿舎に入居を強制されるという。)

今は携帯電話があり居所を指定する必要もなく、23区内、そして職務を達成できると判断される場所に住宅を所有している幹部に対し、入居強制する必要はなく、時代遅れである。

(イ) また、指定された職員以外に管理職をも幹部待機宿舎に入居させているが、宿舎が余っているから入居させているもので、入居基準を厳正にするべきで

ある。

(ウ)また、幹部待機宿舎の入居スタイルを調べると、61軒が単身入居という。つまり、家族は本宅(自宅)にあり、土・日・祭日には当該幹部職員は本宅に帰宅している。

しかし、この帰宅は、幹部待機宿舎の本来の意義を逸脱したものであることは明白である。

(エ)入居強制を廃止し、入居条件を厳正にチェックし、幹部待機宿舎を全面的に見直し、不要な宿舎を売却すれば、売却代金だけでなく、管理費、修繕費等の経費を節減することができる。

(オ)上記理由で幹部待機宿舎の入居強制、指定者以外を入居させるという決定は、裁量の逸脱であり違法である。

ウ 消防学校長及び消防科学研究所長の幹部待機宿舎の家賃の100%減免について

(ア)東京消防庁は幹部待機宿舎の入居に際し、指定(部長以上)された者は、100%減免。その他の幹部職員も高い減免率を適用している。

現在、幹部待機宿舎に入居を強制させられている職種・職員の中には、消防学校長、消防科学研究所長等のように緊急性を有しないにもかかわらず、部長以上の職員との理由で入居を強制するとされ、幹部待機宿舎使用料100%減免の措置がとられている。

(イ)請求人が情報公開で入手した「減免割合の評定について」には、

消防庁減額割合の評定について	
本来的要素	生命財産保護等の業務に直接従事
	非常勤務が当該職員の本来的な内容
	非常勤務の必要が当該職員の時間外
付加的要素	非常勤務態勢の中で勤務分担が明確
	入居による生活上の拘束性が存在
	役職による住宅への入居強制

となっている。

しかし、入居による生活上の拘束性及び役職による住宅への強制自体が、全ての幹部職員にあてはまるはずがない。

(ウ) 上記「入居による生活上の拘束性及び役職による住宅への強制」の項目が満額の10%という判断は、減額基準の原則に違反している。

エ 本件幹部待機宿舎に付随する駐車場について

(ア) 都職員住宅に付随する駐車場は、本来有料である。消防庁も方面本部長会議資料(平成6年3月10日総務課)として「職員住宅の有料駐車施設について」と題する文書を配布している。上記文書の中に、(3「当庁の対応」と書かれている中程)「なお、公舎にあつては、その車庫等の設置目的(公用車及び外来用)が居住者用の有料駐車施設と異なることから、有料駐車施設の対象外として適用しないこと」と書かれ、私的使用はダメとなっていると担当者は説明する。

(イ) 東京消防庁が自ら規定しているにもかかわらず、請求人が調査したところ、総務部長自ら幹部待機宿舎の駐車場に個人所有の車を駐車しており、部下に示しが付かない状態である。

請求人が調査した下記の一覧表に対応する写真を提出する。

また、知事部局の駐車場料金を参考として提出する。

幹部職員住宅名	住 所	職員氏名	職 名	写真番号
高輪	港区高輪1	水崎	総務部長	1
錦橋	千代田区神田錦町2			2
新宿	新宿区百人町3	伊藤	新宿署長	3
矢来町	新宿区矢来町			4
下馬101	世田谷区下馬2			5
下馬102	世田谷区下馬2			5
成城	世田谷区成城4		成城署	6

(2) 措置要求

ア 主張事実アにかかる措置要求

(ア) 速やかに、消防学校長を別の公舎に移動させ、麻布消防署長に使用させ、

マンションを解約させる。

(イ) マンション借上げにかかった費用 337万5,000円を本件支出負担行為者・消防総監から自己の責任で返還させる。

賠償請求額及び計算方法

家賃	敷金・礼金	合計額
37万5,000円×5か月+37万5,000円×4か月=337万5,000円		

イ 主張事実イにかかる措置要求

入居強制・入居基準を見直し、財産管理を適正なものに是正させる。

ウ 主張事実ウにかかる措置要求

消防学校長、消防科学研究所長等の減額率を厳正に改善し、オーバーな減額率が適用されている部分を本件財務会計責任者の負担で返還させる。

エ 主張事実エにかかる措置要求

本件監査請求は別紙一覧表の幹部職員を対象とするが、監査委員は東京消防庁から資料を提出させ、全ての幹部職員宿舍の駐車場を調査し、適正な駐車料金を請求するよう求める。

4 請求の要件審査

法第242条第1項に定める住民監査請求は、財務会計の適正な運営の確保を目的として認められたものであり、また、請求の対象となる行為は、違法・不当な公金の支出、財産の管理など同項に定める財務会計上の行為に限定されるものである。

本件請求において請求人は、東京消防庁の幹部待機宿舍に関して、以下の4点について主張している。

ア 麻布消防署長を赤坂宿舍に入居させることは可能であることから、麻布消防署長の宿舍としてマンションを借り上げる必要はない。

イ 幹部待機宿舍への入居強制及び指定者以外の職員の強制入居は、裁量の逸脱であり、違法・不当な財産の管理である。

ウ 消防学校長及び消防科学研究所長にかかる幹部待機宿舍の使用料を100%減額しているのは減額基準に反する。

エ 付随駐車施設に個人所有の車を駐車させている。

このうち、イ及びエの主張は、幹部待機宿舎及び付随駐車施設の使用方法を問題とするものであると認められ、上記の財務会計上の行為のいずれに該当するかについてみると、幹部待機宿舎及び付随駐車施設は、法が定める財産に当たることから、請求人は、違法・不当な財産の管理として主張しているものと解される。

ところで、法が定めるこの違法・不当な財産の管理とは、財産を毀損するなど経済的価値を損なう行為に限定されるものとされている（平成2年4月12日最高裁判決同旨）。

このことに照らすと、請求人の主張は、あくまで、幹部待機宿舎及び付随駐車施設をどのように使用するかを問題としているにすぎないことから、法第242条第1項に定める違法・不当な財産の管理に該当しない。

よって、本件請求のうち、イ及びエの主張については、法第242条に定める住民監査請求として不適法であるので、監査を実施しない。

また、ア及びウの主張について、法第242条第1項所定の要件を備えているものと認め、監査を実施した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

以下の2点を監査対象とした。

- (1) 麻布消防署長の幹部待機宿舎として借り上げたマンション（以下「本件マンション」という。）の賃貸借契約（以下「本件契約」という。）を締結したことの適否。
- (2) 消防学校長（以下「本件学校長」という。）及び消防科学研究所長（以下「本件所長」という。）の幹部待機宿舎にかかる使用料（以下「本件使用料」という。）の徴収を怠る事実の有無。

2 監査対象局

東京消防庁を監査対象とした。

3 証拠の提出及び陳述等

法第242条第6項の規定に基づく陳述については、請求人から陳述を行わない

旨の申出があったため、実施しなかった。

なお、新たな証拠の提出はなかった。

また、平成16年3月26日に東京消防庁の陳述の聴取を行った。その際、請求人の立会いを認めたものの、立会いはなかった。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 東京消防庁の幹部待機宿舎の概況について

ア 東京消防庁の幹部待機宿舎（以下「幹部待機宿舎」という。）は、東京都職員住宅管理規則（平成3年東京都規則第7号）に定める職員住宅のうち、職務性に基づき設置する、いわゆる職務住宅として設置され、東京消防庁が管理しているものである（東京消防庁幹部待機宿舎管理規程（平成3年東京消防庁訓令第17号。以下「管理規程」という。）第1条）。

イ 入居指定について

（ア）幹部待機宿舎には、消防司令長及びこれと同等職以上にあつて、その職務上、勤務所の構内若しくは管轄区域内又は一定の場所に居住する必要がある者を指定して入居させるものとされている（管理規程第2条）。

（イ）平成16年3月31日現在、入居指定を受けている者は、警防本部の構成員である本庁部長、参事等並びに方面本部長、方面副本部長、消防救助機動部隊総括部隊長及び消防署長の計140名である。

（ウ）消防学校長（以下「本件学校長」という。）は、消防司令長より上位の消防正監の職位にある。

ウ 宿舎の設置状況について

（ア）幹部待機宿舎は、平成16年3月31日現在、都が所有する128戸及び借上げ宿舎13戸の計141戸が存在する。

（イ）麻布宿舎は借上げ宿舎であり、赤坂宿舎は都が所有する宿舎である。

(2) 麻布宿舎及び赤坂宿舎について

ア 麻布宿舎は港区西麻布三丁目に所在し、平成11年3月に建築されている。

イ 麻布宿舎の賃貸借期間は平成15年10月1日から平成25年9月30日までである。

- ウ 麻布宿舎には、麻布消防署長が入居指定を受け、入居している。
- エ 麻布宿舎の専用面積は76.18㎡である。
- オ 赤坂宿舎は港区南青山一丁目に所在し、4戸からなる集合住宅である。
- カ 赤坂宿舎には、警防部長、本件学校長、第一方面本部長及び赤坂消防署長が入居指定を受け、入居している。
- キ 赤坂宿舎の1戸当たりの専用面積は123.61㎡である。

(3) 幹部待機宿舎の使用料の減額状況について

- ア 職員住宅の使用料にかかる減額率は、平成3年2月7日付2総勤福第698号に基づき、本来的要素としての減額要素と付加的要素としての減額要素を個別に評定の上決定される。
- イ 本来的要素には、「a 生命財産保護等の業務に直接従事」、「b 不規則勤務に従事」、「c 非常勤務が当該職員の本来的な内容」、「d 非常勤務の必要が当該職員の時間外」、「e 非常勤務体制の中で勤務分担が明確」の5つの項目がある。
- ウ 付加的要素には、「a 島しょ勤務等で生活環境上の受忍が存在」、「b 入居による生活上の拘束性が存在」、「c 役職による住宅への入居強制」の3つの項目がある。
- エ 減額基準として、本来的要素の5項目については上限を20ポイント、付加的要素の3項目については上限を10ポイントとして積み上げ、その合計を減額率として定めている。

ただし、減額率は100%を超えないものとしている。

- オ 幹部待機宿舎に入居している140名のうち、126名は減額率100%の適用を受け、それ以外の者は減額率80%から60%の適用を受けている。
- カ 東京消防庁は、減額率100%の幹部待機宿舎について、本来的要素のうちのa、c、d及びeをそれぞれ20ポイント、付加的要素のうちのb及びcをそれぞれ10ポイントと算定している。
- キ 本件学校長は、東京消防庁災害活動組織規程（昭和54年東京消防庁訓令第5号。以下「組織規程」という。）第1条及び東京消防庁警防本部等運営規程（昭和54年東京消防庁訓令第6号）。以下「運営規程」という。）第3条により、警防本部副本部長に位置付けられるとともに、非常時その他特別に必要と認められる場合に編成される第1直轄隊の指揮をとることと規定されている。

2 東京消防庁の説明

ア 幹部待機宿舎の整備目的

震災等の広範囲にわたり甚大な被害が予測される災害をはじめ、NBCテロ災害等の特殊災害、大規模なビル火災、市街地大火など、各種災害の被害を最小限に抑えるためには、常時の消防力に加えて、必要により勤務時間外の職員を早期に招集するなど、これらの災害に対する即応態勢を確立しておく必要がある。

このため、最高作戦指揮等に必要不可欠な職員、専門的知識・技術を有する職員、その他初動態勢の確立に必要な職員等の人的消防力を常時確保できるよう、職住近接を原則に、計画的に職員待機宿舎等の整備を進めており、そのうち幹部待機宿舎は141戸を確保している。

イ 麻布消防署長宿舎の借上げについて

麻布消防署長がマンションに入居指定される以前に入居していた幹部待機宿舎は、麻布消防署の上階に合築で整備されていたが、近年の消防活動の多様化や事務量の増大等による庁舎の事務スペースの不足を解消するため、麻布消防署長の宿舎として賃貸マンションを借り上げ、旧宿舎を防災教室等として改修することとした。

消防署長は、管内で災害が発生した際に、迅速に災害現場に出場し、消防活動の指揮をとることはもとより、災害活動の最高責任者として365日24時間体制で管轄区域内の消防責任を果たす態勢にあることを具体的に示すことにより、地域住民、企業等の安心・安全に関する消防への期待に応えることなどが必要である。

このため、消防署長宿舎は、休日・夜間を含め、災害が管内のいつどこで発生しても消防署長が迅速に直接災害現場に出場できるよう、管轄区域内に整備する必要がある。したがって、麻布消防署管内に位置しない赤坂宿舎は、麻布消防署長の宿舎としての入居指定の対象とはならないものである。

なお、赤坂宿舎には警防部長、本件学校長、第一消防方面本部長及び赤坂消防署長を指定して入居を義務付けている。

請求人が問題とする本件学校長は、組織規程等において、災害発生時に警防部長の要請等に基づき、災害現場に出場することになっている。また、震災等の大規模災害発生時には、警防本部の副本部長として警防本部長を補佐するとともに、消防学校の災害活動に関する事務の掌理や最高作戦会議の構成員として災害対応

にかかる庁の最高方針を審議する責務を負っている。さらに、本部直轄隊が編成された場合には、部隊の最高指揮者として活動することとなっている。このため、消防学校と本部庁舎との間にあり、緊急時においても本部庁舎に早期に参集可能な点に配慮して赤坂宿舎が適当であると判断し、入居を指定しているものである。

したがって、本件学校長を赤坂宿舎に入居指定しているのは合理的であり、麻布消防署長宿舎を賃貸マンションの借上げで整備していることについても、適正な措置であったと判断している。

なお、民間マンションの借上げについては、暫定的な措置として実施しているものであり、将来的に消防庁舎の改築等に合わせて整備する予定であるが、当面は管轄区域内にある施設を転用して活用するなどして、早期に解消を図る。

ウ 本件学校長・本件所長の幹部待機宿舎使用料の減免について

本件学校長については、前述のとおり、災害発生時の任務を課している。同様に、本件所長についても、災害が発生した場合には、副本部長又は本部直轄隊の部隊長として消防活動に従事することを課しているため、早期に参集できる体制を確保しておく必要から、待機宿舎への入居を義務付けている。

このように、規程において、本件学校長及び本件所長については、職として幹部待機宿舎への入居を義務付けていることから、減額要素の「職による入居の義務付け」を10ポイントとして認められたものである。

また、この入居の強制に伴い、許可なく管轄区域を離れることの制限、旅行等の制限、平常時の火災等災害への対応の義務など、生活上の拘束を課している上、災害に備え、常時待機状態であることに対する心理的な拘束も考慮し、減額要素の「入居による拘束性」についても10ポイントと認めている。

このため、本件学校長及び本件所長については、100%の減額率を適用しているものであり、本件学校長及び本件所長の幹部待機宿舎使用料を100%減免していることを違法・不当としている請求人の主張は理由がないものである。

なお、幹部待機宿舎の減額率の適用に当たっては、社会経済状況の変化を踏まえた見直しを図りながら、今後とも引き続き適切な運用を図っていく。

3 判断

本件請求において請求人は、本件契約の締結及び本件使用料の徴収が違法・不当である理由として、次のように主張しているものと解される。

ア 本件学校長は緊急性の高い職務ではないから、本件学校長を赤坂宿舎に入居させる必要はなく、麻布消防署長を赤坂宿舎に入居させれば、本件マンションを借り上げる必要がない。

イ 本件学校長及び本件所長の幹部待機宿舎の使用料は、付加的要素である「入居による生活上の拘束性」及び「役職による住宅への強制」の各項目を、いずれも上限の10ポイントと算定し、100%減額しているが、本件学校長及び本件所長は緊急性を有しない職であるから、減額基準に反しており、100%減額する必要がない。

このことについて、前記事実関係の確認、東京消防庁の説明及び関係資料の調査に基づき、次のように判断する。

(1) 本件契約を締結したことの適否について

ア 麻布消防署長の幹部待機宿舎として本件マンションを借り上げたことについて、以下の事実を確認した。

(ア) 災害が、いつ、管轄区域内のどこで発生しても消防署長は直ちに災害現場に出場できるようにする必要があり、また、非災害時においても、消防署長は地域住民等と日常接することにより地域の期待に応えることが要請されていることから、消防署長の宿舎は管轄区域内に整備する必要があること。

(イ) 麻布消防署長が本件マンションに入居指定される以前に入居していた旧宿舎は、麻布消防署の上階に合築で整備されていたが、近年の消防活動の多様化や事務量の増大等により、庁舎の事務スペースが不足するようになったため、旧宿舎を他の目的に転用することとし、平成16年度に施行する麻布消防署耐震改修工事と合わせて防災教室等の整備を行うこととしたこと。

(ウ) このため、麻布消防署長の宿舎として、麻布消防署から200mの距離に立地する賃貸マンション(専用面積76.18㎡、賃借料月額37万5,000円)の借上げを行っている。入居条件は、地域の相場から見て致し方ないものの、通常の水準から見てかなり高いレベルになっている。

イ 本件学校長を赤坂宿舎に入居指定したことについて、以下の事実を確認した。

(ア) 本件学校長は、東京消防庁に災害活動組織の総括として置かれている警防本部の副本部長となるものであり(組織規程第1条及び第2条) 警防本部第

1 直轄隊の隊長としての任務のほか、警防本部の最高作戦会議の構成員でもあること（運営規程第3条、第7条及び第8条）。

(イ) 最高作戦会議は毎年数回程度の開催実績があること。

(ウ) 本件学校長の勤務場所である消防学校は渋谷区西原二丁目に所在し、警防本部の最高作戦会議が設置される本部庁舎は千代田区大手町一丁目に所在しており、赤坂宿舎は、双方に比較的に近い位置関係にあること。

以上のことから、従前の麻布消防署長の幹部待機宿舎が他の目的に転用されることとなったことに伴い、東京消防庁が暫定的措置として、管轄区域内に所在する本件マンションを借り上げたことは妥当であると認められる。

また、本件学校長の災害時における役割から見て、本件学校長を幹部待機宿舎の入居者として指定したこと及び赤坂宿舎に入居指定したことは、いずれも妥当であると認められる。

(2) 本件使用料の徴収を怠る事実の有無について

幹部待機宿舎の使用料にかかる減額要素及び減額基準の適用について、以下のように取り扱われていることを確認した。

ア 「入居による生活上の拘束性」は、入居によって生じる拘束性の有無・強弱により、10, 5, 0のいずれかのポイントで算定される。

また、「役職による住宅への強制」は、職員が組織上の役職に着任した場合に住宅への入居が義務付けられる程度により、10, 5, 0のいずれかのポイントで算定される（平成3年2月7日付2総勤福第698号）。

イ 本件学校長及び本件所長の幹部待機宿舎にかかる「役職による住宅への強制」については、災害時における警防本部副本部長としての役割や平成3年以降入居が運用上強制されている取扱いなどから、それぞれ10ポイントと算定されていること。

ウ 本件学校長及び本件所長の幹部待機宿舎にかかる「入居による生活上の拘束性」について、東京消防庁は、東京消防庁職員の服務に関する規程（昭和43年東京消防庁訓令甲第41号）により、許可なく管轄区域を離れることや旅行等が制限されていること、また、入居に伴い常時待機状態であることに対する心理的な拘束も含め、本件学校長及び本件所長には、生活上の強い拘束性が事実上課されているとして、それぞれ10ポイントと算定したと説明しているこ

と。

エ 幹部待機宿舎に入居している140名のうち上記2名を含む126名について、同様に、「入居による生活上の拘束性」について、それぞれ10ポイントの算定を行っているが、こうした算定を行うための客観的な基準を東京消防庁は定めていないこと。

以上のことから、本件学校長及び本件所長について、東京消防庁が、「役職による住宅への強制」を10ポイントと算定したことは妥当であると認められる。

また、「入居による生活上の拘束性」については、東京消防庁は今後算定に当たっての客観的な基準の整備が必要と考えられるが、本件学校長及び本件所長の災害時における役割等にかんがみて「入居による生活上の拘束性」が強いと判断し、10ポイントと算定していることは、東京消防庁の行政上の判断として理解でき、これまでの措置として是認できる。

4 結 論

(1) 結 論

ア 消防学校長は緊急性の高い職務ではなく、赤坂宿舎に入れる必要はないから、麻布消防署長を赤坂宿舎に入居させることが可能であり、麻布消防署長の幹部待機宿舎として賃貸マンションを借り上げたことは違法・不当であるとする請求人の主張は理由がないものと認める。

イ また、消防学校長及び消防科学研究所長は緊急性を有しない職であるにもかかわらず、使用料を100%減額しているのは、違法・不当に使用料の徴収を怠るものであるとする請求人の主張は理由がないものと認める。

(2) 意 見

直下型地震をはじめ様々な災害への対応など都民の安全を確保する上で、東京消防庁の幹部職員は極めて重要な役割を担っており、その待機宿舎の使用料などについて、特段の配慮を講じることは必要不可欠である。

しかしながら一方で、厳しい社会経済状況の下で、東京の住宅事情や職員住宅としての性格などに照らして、都民の理解が得られるよう、今後入居条件の設定などに当たっては、これまで以上に適切に対処されたい。

資料（東京都職員措置請求書等）

都知事・本件財務会計責任者に関する措置請求

第1 概要

消防庁は、幹部待機宿舎 141 棟を所有し、部長以上には無料、その他の幹部には小額(23,500 円～32,300 円)で使用させている。

このシステム自体問題点が多々あるが、本件監査請求は以下の4点に絞って請求する。

第2 麻布消防署長の借上げ住宅に付いて。

1 麻布消防署長公舎は、

「港区西麻布 3-6-3 西麻布フォレストプラザ 404 号室
家賃・・・375,000 円」である。

2 消防署長の公舎は、当該消防署の近く！ に置くときめられていると言う。

3 麻布消防署の近くに消防庁の幹部待機宿舎がないか？と探すと、麻布消防署から 1.4 キロほどの所に赤坂 101 号～104 号公舎（南青山 1-13-1）があることが判明した。

他の消防署長公舎の状況を調べてみると、城消防署長公舎は、世田谷区船橋 4-5-26 にあり、成城消防署から直線距離にして約 2.8 キロほど離れていることが判明した。

5 上記、成城消防署長公舎が 2,8 キロはなれていることから、距離的には、麻布消防署長公舎を赤坂公舎にすることも可能である。

5 上記赤坂 101～104 号公舎に入居している職員の構成を調べると、赤坂消防署長・第1消防方面本部長、消防学校長、警防部長である。

6 距離的に見て、「赤坂消防署長・第1消防方面本部長」は赤坂住宅が最適と思うが、消防学校長、警防部長は赤坂住宅の必要性はない。

消防学校長は緊急性の高い職務ではなく、幹部待機宿舎に入る必要はないと考える。または、移動が可能である。

7 消防学校長を別の公舎に移動させ、麻布消防署長を住わせれば本件マンションを借りる必要はない。

8 地方自治法 2 条 14 項には、「地方自治体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、**最小の経費で最大の効果を挙**

げるようにしなければならない」と規定されている。

9 速やかに、消防学校長を別の公舎に移動させ、麻布消防署長に使用させ、マンションを解約させる。

10 マンション借上げにかかった費用 3,375,000 円を、本件支出負担行為者・消防総監から、自己の責任で返還させる。

11 賠償請求額、及び計算方法

家賃	礼金・敷金	合計額
(375,000 円 × 5 カ月)	(375,000 円 × 4 カ月)	=3,375,000 円

第3 幹部待機宿舎の財産管理について。

1 消防庁は、幹部待機宿舎を 141 軒(借上げマンションを 13 件含む)を所有し、部長以上の幹部職員に入居を強制している。

2 しかし、上記強制入居させられた幹部の中には、23 区内に自宅を所有するものもいる。

(消防署長も当該消防署の近くに自宅を所有していても、幹部待機宿舎に入居を強制される、という。)

3 今は携帯電話があり居所を指定する必要もなく、23 区内、そして、職務を達成できると判断される場所に住宅を所有している幹部に対し、入居強制する必要はなく、時代おくれである。

4 また、指定された職員以外に管理職をも幹部待機宿舎に入居させているが、宿舎が余っているから入居させているもので、入居基準を厳正にするべきである。

5 また、幹部待機宿舎の入居スタイルを調べると、61 軒が単身入居という。つまり、家族は本宅(自宅)にあり、土・日・祭日には当該幹部職員は本宅に帰宅している。

しかし、この帰宅は、幹部待機宿舎の本来の意義を逸脱したものであることは明白である。

6 入居強制を廃止し、入居条件を厳正にチェックし、幹部待機宿舎を全面的に見直し、不要な宿舎を売却すれば、売却代金だけでなく、管理費・修繕費等の経費を節減することができる。

7 上記理由で幹部対寄宿舎の入居強制、指定者以外の入居させる、という決定は、裁量の逸脱であり違法である。

8 よって、入居強制・入居基準を見直し、財産管理を適正なものに是正させる。

第4 消防学校長・研究所長の幹部待機宿舍の家賃の100%減免について。

1 消防庁は幹部待機宿舍の入居に際し、指定(部長以上)されたものは100%減免。その他の幹部職員も高い減免率を適用している。

2 現在、幹部待機宿舍に入居を強制させられている職種・職員の中には、消防学校長・研究所長等のように緊急性を有しないにもかかわらず、部長以上の職員との理由で入居を強制するとされ、幹部待機宿舍使用料100%減免の措置がとられている。

3 請求人が情報公開で入手した「減免割合の評定について」には

消防庁-減額割合の評定に付いて。	
本来的要素	生命財産保護等の業務に直接従事
	非常勤務が当該職員の本来的な内容
	非常勤務の必要が当該職員の時間外
	非常勤務態勢の中で勤務分担が明確
付加的要素	入居による生活上の拘束性が存在
	役職による住宅への入居強制

となっている。

4 しかし、入居による生活上の拘束性、及び、役職による住宅への強制、自体が、全ての幹部職員にあてはまるはずがない。

5 上記「入居による生活上の拘束性、及び、役職による住宅への強制」の項目が満額の10%の判断は、減額基準の原則に違反している。

6 よって、消防学校校長・研究所長等の減額率を厳正に改善し、オーバーな減額率が適用されている部分を、本件財務会計責任者の負担で返還させる。

第5 本件幹部待機宿舍に付随する駐車場。

1 都職員住宅に付随する駐車場は、本来有料である。

2 消防庁も方面本部長会議資料(平成6年3月10日-総務課)として「職員住宅の有料駐車施設について」と題する文書を配布している。

- 3 上記文書の中に、(3 「当庁の対応」と書かれている中程)
「なお、公舎にあっては、その車庫等の設置目的(公用車及び外来車)が居住者用の有料駐車施設と異なることから、有料駐車場の対象外として適用しないこと。」
と書かれ、私的使用はダメ!となっていると担当者は説明する。
- 4 消防庁が自ら規定しているにも係らず、請求人が調査したところ、総務部長自ら幹部待機宿舎の駐車場に個人所有の車を駐車させており、部下に示しが付かない状態である。
- 5 請求人が調査をした下記の一覧表に対応する写真を提出する。

幹部-職員住宅名	住所	職員氏名	職名	写真番号
高輪	港区高輪1	水崎	総務部長	1
錦橋	千代田区神田錦町2	- - -	- - -	2
新宿	新宿区百人町3	伊藤	新宿署長	3
矢来町	新宿区矢来町	- - -	- - -	4
下馬101	世田谷区下馬2	- - -	- - -	5
下馬102	世田谷区下馬2	- - -	- - -	5
成城	世田谷区成城4	- - -	成城署	6

本件監査請求は別紙一覧表の幹部職員を対象にするが、監査委員は消防庁から資料を提出させ、全ての幹部職員宿舎の駐車場を調査し、適正な駐車料金を請求するよう求める。

(知事部局の駐車使用料を参考として提出する。)

(以上、原文のまま掲載)

事実証明書

- ア 幹部待機宿舎の駐車場の写真の写し
- イ 平成6年3月10日付け「職員住宅の有料駐車施設について」の写し
- ウ 「使用料及び賃借料(継続分)」と題する表の写し
- エ 「駐車場使用料」と題する表の写し
- オ 東京消防新聞(2003年No11)の写し